

尼崎市監査公表第 3 号

財務(定期)監査及び行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長及び教育委員会から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により公表します。

平成25年2月21日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	北	村	章	治
同	田	村	征	雄

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 4 年 6 月 2 6 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 5 年 2 月 1 8 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>クラブ活動に伴う教員の旅行命令及び旅費支給について</u> クラブ活動において対外的な練習試合に参加するなど、教員が生徒を引率して出張する場合には、条例に基づく旅行命令手続及び旅費支給を行う必要があるにもかかわらず、出張伺書による学校長への届出しが行っていないものがあった。 （職員課、尼崎高等学校） <指導の要点> クラブ活動に伴う教員の旅行命令及び旅費の支給については、条例に基づき適正に行うこと。	
5 措 置 の 内 容 教員が生徒を引率して対外的な練習試合などに参加する場合は、公務の出張として条例に基づく旅行命令手続を行い、旅費を支給すべきものと認識しているが、旅費の学校配当予算に限りがあり、すべてを支給することは困難であるため、やむを得ず出張伺書による学校長への届出しが行っていないものがある。 旅行命令については、これまで以上にその内容を吟味するなど、限られた予算を踏まえた内部努力を行っていく。予算の捻出策などについては、関係課と幾度も検討・協議を行ってきているが、今後も継続して調整を図り、不適正な事務処理が起らないよう実態に即した対応に努めていく。	

措置通知表【行政監査】

1 措置を講じた局	教育委員会事務局
2 監査結果報告日	平成24年6月26日
3 措置通知日	平成25年2月18日
4 監査結果の内容	<u>教員の承認研修について</u> 教員が休業期間に勤務場所を離れて研修を行う場合、事前に研修計画書を、事後に研修報告書をそれぞれ学校長に提出して承認を得る必要があるにもかかわらず、研修報告書が提出されていないもの、学校長の決裁が行われていないものがあった。 （尼崎高等学校） <指導の要点> 教員の承認研修については、適正な手続を行い、研修内容の把握及び確認を徹底すること。
5 措置の内容	本校では、長年の慣習で、長期休業期間中の教員全員の動静を把握することも兼ねて、教員が研修を行うか否かにかかわらず、研修計画書及び研修報告書の提出を求めていたが、今年の春季休業期間から、提出の対象者を研修を行う教員のみに改めた。勤務場所を離れて研修を行う教員は数名であり、研修を行う場合は、事前に研修内容を学校長に示し、学校長はその必要性や今後の職務に生かすことができる研修であるか否かを十分に見極めて、事前に承認している。また、研修終了後は、報告書に基づき、その成果などを検証・確認している。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 4 年 6 月 2 6 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>スポーツ施設の使用許可について</u> 小学校及び中学校の体育館及び運動場等のスポーツ施設を一般のスポーツに供するため の使用許可において、規則では月曜日は供用できない日と定めているにもかかわらず、マニ ュアルでは月曜日も供用可能となっており、月曜日に許可しているものがあった。 また、スポーツ施設の使用許可手続において、平成 21 年度及び平成 22 年度にも同様の指 摘を行っているにもかかわらず、不適切な事務処理が多数あった。 （スポーツ振興担当、北難波小学校を除く 12 小学校、若草中学校） <指導の要点> スポーツ施設の使用許可については、その根拠を明確にし、使用者の実情に合わせて利便 性を高めるとともに、許可手続には不備のないよう適正な事務処理を行うこと。
5 措 置 の 内 容	スポーツ施設の使用許可については、各学校長及び学校開放業務を委託している業者 に対して、許可認印や許可印などの具体的な事務処理方法を記載した視覚に訴えるマニ ュアル等を作成し配布するとともに、事務処理の適正化について改めて説明会を実施した。 今後は、事務マニュアル等に従い、適正な事務処理に努める。 月曜日の使用許可については、平成 8 年 3 月の「学校スポーツ施設における開放時間帯 の一部変更について（通知）」の通知文等によって、実施してきたところであるが、今後、 規則改正も含めて、検討する。

措 置 通 知 表【行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 4 年 6 月 2 6 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 4 年 1 0 月 2 9 日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>消防訓練の実施について</u> 消防訓練については、関係法令に則った適正な消防計画を作成し、これに基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的の実施することが定められているにもかかわらず、消防計画が作成されておらず消防訓練も実施していないもの、法令で定められた消火訓練を実施していないもの、消防計画どおりに消防訓練を実施していないもの、実施結果報告書を適正に保管していないものがあった。 （学校教育担当、明城小学校、成良中学校琴城分校、若草中学校、大成中学校、梅園幼稚園、竹谷幼稚園、長洲幼稚園、大島幼稚園） < 指導の要点 > 消防訓練は、関係法令に則った適正な消防計画を作成し、これに基づき消火、通報及び避難の訓練を定期的の実施するとともに、実施結果報告書は適正に保管すること。
5 措 置 の 内 容	(1) 消防法施行令等の関係法令に則り適正な消防計画を作成し、適切に消防訓練を実施する。 (2) 訓練中の消火活動（訓練）等については、幼児児童生徒の発達段階を考慮し、安全配慮の徹底を図りながら、異校種での合同訓練・教職員による模範消火活動・水消火器等を活用した消火活動など、工夫を加え、法令で定められた消火活動（訓練）を実施する。 (3) 当初の消防計画を変更した場合は、速やかに関係機関に連絡し調整を図る。 (4) 消防訓練実施後には、速やかに実施結果報告書を関係機関に提出し、実施報告書は適正に保管する。 以上の点について、周知徹底を図り、適切・適正に実施するよう指導を行った。

措置通知表【財務(定期)監査】

1 措置を講じた局	資産統括局
2 監査結果報告日	平成24年6月26日
3 措置通知日	平成24年7月11日
4 監査結果の内容	<u>避難階段の管理状況について</u> 消防法及び火災予防条例では、避難上必要な施設に避難の支障になる物件が放置されないよう管理し、また、延焼の媒介となる可燃物が置かれないよう管理しなければならないにもかかわらず、本庁舎中館西側の避難階段には、多くの可燃物が置かれ、通行の妨げになっており、火災の際には延焼を引き起こしかねない状況となっていた。 （保全担当） <指導の要点> 避難階段は、災害避難時における重要な施設であるため、その管理については法令を遵守し、適切に管理すること。
5 措置の内容	避難階段における可燃物等の障害物があることは、避難上、防災上、問題であるため、保全担当課から関係所管課に撤去をするよう要請し、全て撤去されたことを確認した。 また、今後も定期的に避難階段の監視を行うとともに、障害物等があった場合は、直ちに撤去等の指導を行っていく。加えて、本庁舎については、自衛消防組織を設置し消火・避難・通報等の消防訓練を年2回行っているため、訓練の際には、避難経路図等を配布し、日頃から避難経路を確認するなど、これまで以上の職員の防災意識の向上を目指し周知、指導を行っていく。

措 置 通 知 表【財務(定期)監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	経済環境局
2 監 査 結 果 報 告 日	平成24年6月26日
3 措 置 通 知 日	平成24年7月10日
4 監 査 結 果 の 内 容	<u>契約等の事務処理について</u> 支払事務は、契約書等で定められた業務報告書等により履行確認を行ったうえで手続を進めることとなっているにもかかわらず、業務完了後の履行確認が不十分なまま支払っていた事例や、契約事務は、規則等で定められた手続に沿って事務を行うこととなっているにもかかわらず、手続が不十分なまま契約を締結していたものがあった。 （環境創造課、環境保全課、産業廃棄物対策担当、 資源循環課、業務課、クリーンセンター） <指導の要点> 支払事務については、業務報告書等による履行確認を十分に行うとともに、契約事務においては、規則等に則った手続を行うこと。
5 措 置 の 内 容	支払や契約事務にかかわる職員全員に契約書・仕様書の内容を再確認させることで、報告書を受理する際には実施漏れや記載漏れ等がないか確認作業を確実に行う。また、不備があった場合には速やかに報告書の差替え等の対応をとるとともに、指摘のあった環境部内のチェック機能を十分働かせるよう併せて周知し、不適切な事務を行うことがないよう適切な事務処理に努める。 契約業務の事務処理の取組について、今後、規則改正等に対して迅速に対応し、常に適切な契約事務の事務処理を行うためにも、指摘のあった環境部内の職員全員に契約事務の手引き、尼崎市契約規則、尼崎市契約規則の運用等を再確認させ、また契約に関する研修をそれぞれの課において定期的実施するなど、事務処理の改善に努める。